

◆大学院学生及び3年次編入生へ

次の該当する項目の内容にしたがって、必要な手続きを行ってください。

		必要書類【注3】	
大学院学生	教職課程【注1】	—	取得を希望する専修免許状と同一校種・教科の一種免許状を取得している ・「講座登録」は不要です。 ・大学院修了までに、指定された自専攻開設科目を24単位以上修得してください（講座の「履修要項」参照）。
		①、②、④	一種免許状を取得しているが、取得を希望する専修免許状と同一校種・教科ではない
		②又は③、④	一種免許状を取得していない
			・取得を希望する校種・教科の一種免許状及び専修免許状両方の取得に必要な単位を修得する必要があります（講座の「履修要項」参照）。 ・提出期限までに「必要書類」を提出してください。なお、希望者には、提出された書類をもとに「履修指導書」を作成してお渡します。 ・「講座登録」及び今年度春学期の履修登録を行ってください。 ・大学院修了までに、指定された自専攻開設科目を24単位以上修得してください（講座の「履修要項」参照）。
	学芸員・司書・社会教育主事各課程【注2】	—	・「講座登録」及び今年度春学期の履修登録を行ってください。 ・学芸員課程は修了に最低3年間必要ですが、大学院学生及び3年次編入生には履修上の特別措置があります（講座の「履修要項」参照）。
3年次編入生	教職課程【注1】	①、②、④	取得を希望する一種免許状と異なる校種・異なる教科の免許状を取得している
		②又は③、④	免許状を取得していない
			・取得を希望する校種・教科の一種免許状取得に必要な単位を修得する必要があります（講座の「履修要項」参照）。 ・提出期限までに「必要書類」を提出してください。なお、希望者には、提出された書類をもとに「履修指導書」を作成してお渡します。 ・「講座登録」及び今年度春学期の履修登録を行ってください。

必要書類

①教員免許状（表裏両面）のコピー
 ②取得を希望する校種・教科に関する「学力に関する証明書」（平成28年改正法。ただし、3年次編入生は適用となる免許法が異なる場合があるので事前に確認のこと）
 ③「基礎資格及び単位修得証明書」
 ④「教職課程調査票」※用紙は新入生オリエンテーション Web サイトまたは SPIRIT の学校・社会教育講座事務室のページからダウンロードしてください。
 ※証明書の発行には日数を要する場合があるため、発行申請は余裕をもって行ってください。

提出期限
 2024年4月2日（火）17:00

提出場所
 学校・社会教育講座事務室（池袋キャンパス2号館1階）

- 【注1】**・在籍する学科・専攻が、取得を希望する免許教科の課程認定を受けていることが必要です。
 ・大学院学生の場合、取得を希望する校種・教科の一種免許状の課程認定を受けている学科出身であることが必要です。
 ・中学校免許状取得希望者で介護等体験を終了していない場合は、介護等体験を行う必要があります。
- 【注2】**・本学の課程を修了するためには、各課程が定めた科目の単位をすべて本学で修得する必要があります。
 ・本学以外の大学等で修得した資格取得要件科目の単位がある場合、不足分の単位だけを本学で修得することもできます（この場合、本学の課程修了とはなりません）。その際、本学以外の大学等で単位修得した科目をもって各課程の先修科目の単位修得に代えることを希望する場合は、履修を希望する学期の履修登録期間中に、「単位修得証明書」を池袋キャンパスの学校・社会教育講座事務室に提出してください。ただし、司書課程の「図書概論」については、必ず本学で単位修得しなければなりません。
- 【注3】**・本学出身者は、②③の書類の提出は不要です。
 ・教職課程で中学校免許状取得希望者のうち介護等体験を終了している場合は、「介護等体験証明書」（原本）も提出してください。